

INSURANCE NEWSLETTER

2021年5月号 (Vol.6)

I. 保険に関するニュース：2020年11月～

II. ICP・ComFrameを踏まえた

保険グループ監督に関する

保険会社向けの総合的な監督指針

の改正について

森・濱田松本法律事務所

弁護士 増島 雅和

TEL. 03 5220 1812

masakazu.masujima@mhm-global.com

弁護士 吉田 和央

TEL. 03 6266 8735

kazu.yoshida@mhm-global.com

弁護士 小川 友規

TEL. 03 6266 8968

tomonori.ogawa@mhm-global.com

INSURANCE NEWSLETTER では、保険に関するニュースとともに、近時のトピックをご紹介します。今回は、ICP・ComFrameを踏まえた保険グループ監督に関する保険会社向けの総合的な監督指針の改正を取り上げます。

I. 保険に関するニュース：2020年11月～

1. 銀行制度等ワーキング・グループ報告書を踏まえた保険業法改正案

2020年12月22日、金融審議会銀行制度等ワーキング・グループから報告書「銀行制度等ワーキング・グループ報告 - 経済を力強く支える金融機能の確立に向けて -」が公表されました¹。これを踏まえ、2021年3月5日に「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、5月19日に成立しました²。同法は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する、とされています（同法附則1条柱書）。

そのうち、保険業法に関する改正の概容は以下のとおりです。

① 高度化等会社（子会社）の業務への「地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務」の追加

高度化等会社は、情報通信技術等を活用した保険業の高度化や利用者利便の向上に資する業務を営むことが認められており、従来は他業と整理されてきた業務をも営むことが前提とされています。2017年の制度施行以来、銀行グループを中心に高度化等会社の活用が進んでいますが、認可を受けた会社は、フィンテック業務や地域商社業務を営むものがほとんどとなっています。

¹ 令和2年12月22日金融庁「金融審議会 銀行制度等ワーキング・グループの報告書の公表について」
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20201222.html)

² <https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

INSURANCE NEWSLETTER

これについて、高度化等会社がデジタル化に加え、地方創生など持続可能な社会の構築に貢献することを幅広く可能とすべく、従来の「保険業の高度化若しくは当該保険の利用者の利便の向上に資する業務」に加えて、「地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務」が高度化等会社の業務内容として追加される予定です（改正保険業法 106 条 1 項 16 号）。

② 通常認可による「一定の高度化等業務」を営む会社（子会社）の保有

従来、保険会社が高度化等会社を保有しようとする場合の認可審査においては、通常の子会社の保有に係る認可基準に加え、（ア）出資が全額毀損した場合でも保険会社の財産・損益が良好であると見込まれること、（イ）優越的地位の濫用の著しいおそれがないこと、（ウ）利益相反取引の著しいおそれがないことの各基準を満たす必要がありましたが、「一定の高度化等業務」については認可基準を緩和し、通常認可となることが見込まれています。

「一定の高度化等業務」は、銀行制度等ワーキング・グループ報告書によれば、①フィンテック、②地域商社（在庫保有、製造・加工を原則行わないもの）、③自社グループ用に開発したアプリや IT システム（提供先企業用に一部をカスタマイズしたものを含む）の販売、④データ分析・マーケティング・広告、⑤登録型人材派遣、⑥ ATM 保守点検、⑦障害者雇用促進法上の特例子会社（が営む業務）、⑧地域と連携した成年後見に関する業務などが想定されているようですが、詳細は保険業法施行規則の改正案の公表を待つ必要があります。

③ 付随業務への「経営資源を活用したデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務」の追加

保険会社は、保険業に係る人材や技術などの経営資源を直接保有しており、子会社と比較して利用者のニーズに沿った機動的な業務展開が可能であることを踏まえ、保険業に係る経営資源の有効活用にあたる範囲内において、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を営めるようにすることが予定されています。

保険業法改正案では「当該保険会社の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該保険会社の行う保険業に係る経営資源を主として活用して行う業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」が追加される予定ですが（改正保険業法 98 条 1 項 15 号）、こちらについても詳細は保険業法施行規則の改正案の公表を待つ必要があります。

④ 出資規制の緩和

現在、保険会社・保険会社グループには、事業の集約や再構築により地域経済を再生させる「面的再生」に取り組む会社（地域活性化事業会社）の保有は認められて

INSURANCE NEWSLETTER

いませんが、地域活性化に貢献することは保険会社・保険会社グループにも求められるとして、今回新たに認められる予定です（改正保険業法 106 条 1 項 15 号）。また、事業再生会社、ベンチャービジネス会社に対する出資についても緩和が見込まれています。

⑤ 外国金融会社等の機動的な買収を可能とする措置

従来、保険グループが買収した外国金融会社等が保有する外国子会社については、それが業務範囲規制に抵触する場合、買収後 5 年間以内に売却することが原則となっていました。この点について、国際競争力強化の観点から、買収した外国金融会社等について、買収後 10 年間は、業務範囲規制にかかわらず、これらの会社を保有することができることとしたうえで、現地における競争上の必要性があれば、業務範囲規制にかかわらず継続的に保有することができることとする改正が予定されています（改正保険業法 106 条 6 項から 12 項、14 項及び 15 項）。

これにより、外国金融会社等の機動的な買収が可能となることが見込まれます。

⑥ 従属業務会社（子会社）に係る規制の柔軟化（収入依存度に係る法令上の数値基準の撤廃）

保険会社・保険グループのバックオフィス業務にあたる従属業務は、それ自体は他業であることから、従来は、保険グループが無制限に従属業務を営むことは適切でないと考えられ、収入依存度規制により制限されてきました。しかし、従属業務に含まれる業務の中には、グループ外にも提供されることで、提供先企業の生産性向上などを通じ地域の活性化に資するものがあると考えられることから、収入依存度規制に係る法令上の数値基準を撤廃し、必要に応じ、ガイドラインにおいて、法令上の数値基準に代わる目安を設定することが予定されています。

⑦ 共通・重複業務規制

銀行持株会社や保険持株会社には業務範囲規制があり、子会社の経営管理しか行うことができないのが原則ですが、銀行持株会社に関しては、銀行持株会社に集約することのできるグループ内の共通・重複業務として、以下の業務が認められています。

- ① グループに属する銀行の資産運用
- ② グループに属する会社のために行う M&A 等に関する交渉
- ③ グループに属する会社が行う与信判断の前提となる審査
- ④ グループに属する会社のためのシステム/プログラムの設計・保守等
- ⑤ グループに属する会社に対する不動産の賃貸/不動産・付随設備の管理
- ⑥ グループに属する会社の役職員の福利厚生事務
- ⑦ グループに属する会社の事務用品の購入・管理
- ⑧ グループに属する会社の事務に係る書類の印刷/製本を行う業務

INSURANCE NEWSLETTER

- ⑨ グループに属する会社に対する機械類その他の物件のリース
- ⑩ グループに属する銀行の顧客の経営に関する相談に応ずる業務
- ⑪ グループに属する銀行の顧客の財産形成に関する相談に応ずる業務
- ⑫ グループに属する会社の業務に関する広告・宣伝
- ⑬ グループに属する会社の業務に関して必要となる調査・情報提供
- ⑭ グループに属する銀行が販売することができる金融商品の開発
- ⑮ グループに属する会社の事務に係る計算
- ⑯ グループに属する会社の事務に係る書類作成・保管・発送等
- ⑰ グループに属する会社とその顧客との間の事務の取次ぎ
- ⑱ グループに属する会社の役員員に対する教育・研修
- ⑲ 前各号に附帯する業務

共通・重複業務は、現状、保険持株会社には認められていませんが、必要な制度整備は業態横断的に行うとの考え方や、経営の効率化・合理化を図ることは保険グループにも求められることなどを踏まえ、今回新たに認めることが予定されています（保険持株会社にどのような共通・重複業務が認められることになるかは、保険業法施行規則の改正案の公表を待つ必要があります）。

また、銀行持株会社が営むことができる共通・重複業務に関し、一定の業務については認可不要とする（届出制）ことなどが予定されていますが、保険持株会社についても同内容となる見込みです。こちらについても詳細は保険業法施行規則の改正案の公表を待つ必要がありますが、銀行制度等ワーキング・グループ報告書によれば、前記⑥、⑦がその例として挙げられています。

2. 保険業法施行規則・監督指針等の改正関連

① 標準責任準備金制度に係る告示等の改正案の公表（4月23日付）

現状、標準責任準備金制度の対象外となっている外貨建保険について、ここ数年における保有契約高の増加を踏まえ、健全な競争環境を整備する観点から、標準責任準備金制度の対象契約の範囲を見直す告示等の改正案が公表されています³。

具体的には、2022年4月1日以降に契約を締結するアメリカ合衆国通貨建保険契約及びオーストラリア通貨建保険契約について、標準責任準備金の対象とするとともに、当該契約にかかる責任準備金の計算の基礎となるべき標準利率の算定方法等について定められています（平成13年金融庁告示24号、平成8年大蔵省告示48号）。

³ 令和3年4月23日金融庁「「標準責任準備金制度にかかる告示の一部改正（案）」等の公表について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/hoken/20210423/20210423.html>)

INSURANCE NEWSLETTER

② 外国保険業者と保険契約を締結する際に必要な手続を簡素化する保険業法施行規則の改正（4月19日付）

現在、世界に開かれた国際金融センターを実現するための諸施策が検討されているところ、グローバルに展開する法人において、海外から日本に転勤して働いている従業員に対して、当該法人の本国で保険業を行う会社等の保険を提供したいというニーズに対応するため、保険業法施行規則が改正されています（保険業法施行規則107条2項等）⁴。

具体的には、日本法人が、日本に支店等を設けない外国保険業者との間で、日本で働く従業員を被保険者とする保険契約を新たに締結する場合、保険業法の規制に従い許可申請手続を行う必要があります。かかる手続を簡素化するため、許可申請の際に必要な添付書類について和訳が必要な範囲を限定するとともに、法人を保険契約者、その従業員等を被保険者とする特定生命保険契約については、申請書において被保険者の氏名・住所の記載を不要とする内容になっています。

③ 変額保険、外貨建保険及び転換契約等に関して電磁的方法による情報提供等が可能とする保険業法施行規則の改正・電磁的方法により提供する場合の留意点に関する保険会社向けの総合的な監督指針の改正（1月21日付）

従来、保険募集時に、保険会社等が行う情報提供に関して、

(1) 変額保険、外貨建保険、転換契約等については、一部の事項を説明する書面について電磁的方法による交付が認められておらず、また、

(2) 「電磁的方法」が許容される場合の具体的な方法としては、電子メール、ダウンロード、CD-ROMが認められていました。

これらの点につき、(1)については、顧客の承諾を得たうえで電磁的方法により提供することができることとし、(2)については、「顧客専用ページ（例：ID、パスワードによる認証）の閲覧」、「一般に閲覧可能なページ（例：保険会社のホームページ）の閲覧」を追加する内容の、保険業法施行規則の改正がなされています（保険業法施行規則第234条の21の2第2項等）⁵（web会議システムを用いた保険募集も含めた改正の意義については、[2020年11月号（Vol.5）](#)を併せてご参照ください）。

また、これと併せて、情報提供義務の一環として顧客に交付すべき書面を電磁的方法により提供する場合の留意点等を明確化する保険会社向けの総合的な監督指針の改正がなされています⁶。

⁴ 令和3年4月19日金融庁「「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/hoken/20210419/20210419.html>)

⁵ 令和3年1月21日金融庁「「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関するパブリックコメントの結果等の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/hoken/20210121/20210121.html>)

⁶ 令和3年1月21日金融庁「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正に関するパブリックコメントの結果等の公表について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/hoken/20210121.html>)

INSURANCE NEWSLETTER

- ④ 「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書―顧客本位の業務運営の進展に向けて―」における提言を踏まえた、「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂、保険会社向けの総合的な監督指針の改正（1月15日付）

2020年8月に公表された「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書―顧客本位の業務運営の進展に向けて―」における提言を踏まえ、2021年1月15日付で、「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂及び保険会社向けの総合的な監督指針の改正がなされています⁷。

「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂では、顧客本位の業務運営の更なる進展として、同原則により求められる具体的な取組（原則の注記）が追加されるなどされています。また、保険会社向けの総合的な監督指針の改正では、特定保険契約における適合性原則に関する記載が明確化されており、「特定保険契約の販売・勧誘に際しての合理的根拠についての検討・評価」などの項目が追加されています。

3. 金融サービス仲介業に係る制度を整備するための改正関連

2020年6月5日に成立した「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い（法改正の内容は、[2020年6月号 \(Vol.4\)](#) をご参照ください）、金融サービス仲介業に係る制度を整備するための関係政令・内閣府令等の改正案が公表されています⁸。

例えば金融サービス仲介業者が取り扱うことができない保険商品が公表されており、具体的には以下のとおりとなっています。

- ・ 特定保険契約
- ・ 火災保険（家財保険を除く）
- ・ 再保険契約
- ・ 法人契約
- ・ 団体保険（被保険者（団体に所属する者）に対する行事の実施等に付随して引き受けられる保険契約は除く）
- ・ 転換契約
- ・ 基礎率変更権付の第三分野保険
- ・ 次の保険金額を超える保険金を支払うことを約する保険契約（ただし、年間保険料が5,000円以下の契約は除く）
 - ・ 生命保険：1,000万円
 - ・ 損害保険：2,000万円
 - ・ 第三分野保険：600万円

⁷ 令和3年1月15日金融庁「「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂案）、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」（<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1.html>）

⁸ 令和3年2月22日金融庁「令和2年金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」（<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210222/20210222.html>）

INSURANCE NEWSLETTER

- ・ 保険期間が終身の契約

また、併せて金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針の案についても公表されています⁹。

4. グレーゾーン解消制度回答

2021年5月17日、航海予測契約に係る損害賠償サービスについてグレーゾーン解消制度に係る回答が公表されています¹⁰。

具体的には、先端の気象予測モデルや独自衛星等のインフラから得られる情報に加え、目標航海時間の担保を可能にするべくルーティング情報の提供を行っている事業者が、顧客に対して提供したルーティング情報が誤っていたことが原因で顧客に航海遅延が発生した場合に一定の金額を支払うことを約するサービスについて、その内容が民事法上の損害賠償額の予定にとどまる限りにおいては、保険業に該当しない、とされています。

II. ICP・ComFrame を踏まえた保険グループ監督に関する保険会社向けの総合的な監督指針の改正について

1. はじめに

2020年10月30日、ICP・ComFrame を踏まえた保険グループ監督に関する保険会社向けの総合的な監督指針の改正案が公表され¹¹、パブリックコメントを経て、同年12月18日から適用されました¹²（以下「本監督指針」といいます）。同改正は、保険監督者国際機構（IAIS）において、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督及び保険セクターにおけるシステミックリスク削減のための国際的な枠組みが採択されたことを踏まえ、IAIGs 以外も含めた保険グループの監督を行っていくための枠組みを整備する目的でなされたものです。また、併せて「IAIGs 等向けモニタリングレポート」が公表されており¹³、日本における IAIGs が指定されるとともに、グループ監督の方針も公表されています。

同改正により、IAIGs に指定された保険グループが影響を受けることはもちろんですが、同改正は IAIGs 以外の保険グループもその対象としており、今後多くの保険グループに影響を及ぼすことが予想されます。

⁹ 同上

¹⁰ <https://www.fsa.go.jp/policy/kyousouryokukyouka/index.html>

¹¹ 令和2年10月30日金融庁「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/hoken/20201030.html>)

¹² 令和2年12月18日金融庁「「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/hoken/20201218.html>)

¹³ 令和2年10月30日金融庁「「IAIGs 等向けモニタリングレポート」の公表について」
(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/hoken/20201030-2.html>)

INSURANCE NEWSLETTER

2. ICP・ComFrame/本監督指針の概要

① ICP・ComFrame の概要

先般の金融危機において、保険グループの活動もグローバルな金融市場の安定性を害する一つの原因となったこと等を踏まえ、そのような保険グループに特化した監督枠組みの策定の検討がなされました。その検討を踏まえて策定されたのが ComFrame (The Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups) であり、一定の国際的活動や規模基準を充足する IAIGs (Internationally Active Insurance Groups) に限定して、よりハイレベルな監督を ICP (Insurance Core Principles) の上乗せとして求めることとされました。

ComFrame は、ICP に統合され、「Insurance Core Principles and Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups」と題する文書として、2019年11月14日に IAIS において採択されています¹⁴。同文書上、ComFrame は ICP とは区別して（青いボックスで）表示されています。ICP の項目のうち ComFrame が策定されている項目は以下のとおりです。

ICP 5	個人の適格性
ICP 7	コーポレートガバナンス
ICP 8	リスク管理及び内部統制
ICP 9	監督レビュー及び報告
ICP 10	予防措置、是正措置及び制裁処分
ICP 12	市場からの撤退及び破たん処理
ICP 15	投資
ICP 16	ソルベンシー目的の統合的リスク管理
ICP 23	グループ監督
ICP 25	監督協力及び連携

② 本監督指針の概要

本監督指針は ComFrame の内容を踏まえたものではありませんが、それらをそのままの形で現行の監督指針に挿入するのではなく、体系・項目を含め異なるものとなっています（具体的には、以下の本監督指針 VII の目次ご参照）。本監督指針の目的は、第一義的には、IAIS において採択された ComFrame を日本において制度化することにあるものの、従来の監督指針の体系・記載ぶりや、日本における保険グループ監督の方針を踏まえ、このような体系・項目となっているものと思われます。

¹⁴ <https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-core-principles-and-comframe//file/91154/iais-icps-and-comframe-adopted-in-november-2019>

INSURANCE NEWSLETTER

VII グループベースでの監督等

VII-1 監督にあたっての基本的考え方

VII-2 グループの経営管理

VII-2-1 意義

VII-2-2 主な着眼点

- (1) 経営管理会社の経営管理
- (2) 経営管理会社の監査機能
- (3) グループ内部監査機能
- (4) グループ保険数理機能

VII-3 グループベースの統合的リスク管理

VII-3-1 総論

VII-3-2 グループベースの報告態勢

VII-3-3 グループベースの資産負債の総合的な管理

VII-3-4 グループベースの保険引受リスク管理態勢

VII-3-5 グループベースの再保険に関するリスク管理

VII-3-6 グループベースの資産運用管理態勢

VII-3-7 グループベースの流動性リスク管理態勢

VII-3-8 グループベースのオペレーショナル・リスク管理態勢

VII-4 業務の適切性

VII-4-1 グループコンプライアンス（法令等遵守）態勢

VII-4-2 グループ内会社によるコンプライアンス態勢

VII-4-3 グループ内取引の適切性

VII-4-4 グループ外部委託態勢

VII-5 その他

VII-5-1 再建・処理計画の策定

VII-5-2 海外当局との連携によるグループ監督

- (1) 海外拠点を有する保険グループの場合
- (2) 外資系保険グループの場合

3. 本監督指針のポイント

① 本監督指針の対象となる保険グループとプロポーショナルリティ

前述のとおり、ComFrame の対象となるのは IAIGs のみとなります。2020 年 10 月 30 日に公表された「IAIGs 等向けモニタリングレポート」では、第一生命ホールディングス株式会社、東京海上ホールディングス株式会社、MS&AD インシュアランスグループホールディングス株式会社、SOMPO ホールディングス株式会社を IAIGs として取り扱う、とされており、この 4 グループについては IAIGs として本監督指針の適用対象となります。

INSURANCE NEWSLETTER

注意すべきなのは、本監督指針は、上記の4グループ以外の保険グループも対象となる点です。本監督指針 VII-1 では、「…こうした点を踏まえ、保険グループにおいては、保険会社個社としての経営管理態勢及びリスク管理態勢の高度化に加え、我が国における IAIG か否かにかかわらず、グループ全体としての経営管理態勢及びリスク管理態勢の高度化を図っていく必要がある。」とされており、本監督指針の対象が IAIGs に限定されないことが明確に記載されております。

一方で、本監督指針では、当該記載に続いて「なお、グループ全体としての経営管理態勢及びリスク管理態勢の高度化のあり方は一律に定まるものではなく、経営管理会社による集権的な態勢からグループ内会社の所在法域の制度や市場環境、事業内容に応じた自律的な管理を尊重するより分権的な態勢まで、多様な形態が採られる。これらのガバナンスモデルに優劣をつけるものではなく、保険グループの形成に伴うリスクへの対応の観点や事業・組織構造の複雑性を踏まえ、実効性のある態勢整備が図られていることが重要である。」とされており、全保険グループが一律の対応を求められるものではありません。各保険グループがその個別性を踏まえ、実効性のある態勢を整備することが求められます。

② 経営管理会社の役割

本監督指針では、「保険グループ」は、保険業を行う子会社の経営を管理する保険会社又は保険持株会社及びその子会社等の集団をいうとされ、また、保険グループを構成する各会社を「グループ内会社」、グループ内会社のうち当該保険グループの経営管理を行う会社を「経営管理会社」と定義されています(本監督指針 I-2(2)(注))。

これらのうち、本監督指針において特に重要な役割を果たすことが期待されているのが経営管理会社であり、本監督指針の多くの項目において経営管理会社が主体となって態勢の整備を行うことが求められています。

③ 経営管理（ガバナンス）の重要性

前記 2 (2) で述べた監督指針 VII の目次からもわかるとおり、本監督指針の主要要素は、①グループの経営管理 (VII-2)、②グループベースの統合的リスク管理 (VII-3)、③業務の適切性 (VII-4)、④その他 (VII-5) となっていますが、そのうち特に重要性を有するものの一つとして、経営管理（ガバナンス）が挙げられます。「IAIGs 等向けモニタリングレポート」でもその重要性が指摘されており、「4. 今事務年度のグループ監督の方針」の項目において、「今事務年度においては、新型コロナウイルス感染症が海外事業に与える影響を注視しつつ、海外子会社管理を含めたグループガバナンスに関して、昨年 11 月に IAIS において採択された国際的なガイドラインも踏まえ、グループ監督のための監督指針の改正を行い、各保険グループの規模やリスク特性に応じたグループガバナンスやリスク管理の高度化を促していく」とされています。

INSURANCE NEWSLETTER

ComFrame において、経営管理に関する項目としては、7（コーポレートガバナンス）及び8（リスク管理及び内部統制）が挙げられます。各項目の内容と監督指針上の対応部分は以下のとおりです。

ComFrame	内容	監督指針上の対応部分
7.0a	グループ構造の文書化	VII-2-2(1)②
7.0b	グループレベルのコーポレートガバナンス	VII-2-2(1)③
7.0c	グループ内におけるレポーティングライン	VII-2-2(1)②
7.1a	グループレベルのガバナンス構造	VII-2-2(1)③
7.2a	グループレベルの事業戦略等	VII-2-2(1)④
7.2b	グループレベルの事業戦略等の 監督当局への報告	— ¹⁵
7.3a	取締役会のコンピテンス	VII-2-2(1)①②③
7.3b	利益相反への対応	VII-2-2(1)⑤、VII-4-1⑥
7.9a	監督当局への報告	— ¹⁶

ComFrame	内容	監督指針上の対応部分
8.1	グループレベルの risk management system	VII-3
8.2	グループレベルの internal controls system	— ¹⁷
8.3	グループレベルの control function*	VII-3
8.4	グループレベルの risk management function	VII-3
8.5	グループレベルの compliance function	VII-4-1
8.6	グループレベルの actuarial function	VII-2-2(4)
8.7	グループレベルの internal audit function	VII-2-2(3)
8.8	グループレベルの外部委託管理	VII-4-2

* Control function…risk management function、compliance function、actuarial function、internal audit function を含む。

4. ガバナンスを巡る様々な動きと本監督指針との関係

以上が本監督指針の概要となりますが、今後の保険グループの運営を考えるうえで、単に本監督指針を分析するのみでは十分でないと考えられます。すなわち、本監督指針は ComFrame の策定を踏まえたものになりますが、ComFrame が前提とする

¹⁵ 明示的な対応部分は見当たりませんが、報告徴求命令（保険業法 271 条の 27 第 1 項、129 条 1 項）等により対応を求められることになるものと思われます。

¹⁶ 同上

¹⁷ 明示的な対応部分は見当たりませんが、会社法上、保険業法上の内部統制に関する規定（会社法 362 条 4 項 6 号等、保険業法 53 条の 14 第 4 項 6 号等）が実質的には対応することになるものと思われます。

INSURANCE NEWSLETTER

保険会社のガバナンスに関する国際的な枠組みについて理解を深めることが必要とされます。また、近時、日本では広く事業会社を対象にガバナンスに関するコード・ガイドラインなどが公表されており、さらに、金融庁からも金融機関のガバナンスに関するペーパーなどが多く公表されているため、これらについても踏まえたうえで保険会社のガバナンスについて考えていく必要があります。

① 保険会社のガバナンスに関する国際的な枠組み

前述のとおり、本監督指針は ComFrame の策定を踏まえたものになりますが、ComFrame が前提とする保険会社のガバナンスに関する国際的な枠組みについて理解を深めることが必要とされます。その一つとして挙げられるのが、リスクアペタイト・フレームワークになります。

リスクアペタイト・フレームワークはガバナンスのためのツールとして理解されます。リスクアペタイトは、2013 年に FSB が公表した *Principles for An Effective Risk Appetite Framework* では、“The aggregate level and types of risk a financial institution is willing to assume within its risk capacity to achieve its strategic objectives and business plan”（組織の目的と事業計画を達成するために、リスク負担能力（risk capacity）の範囲内で、金融機関が引き受けようとするリスクの総量と種類）とされています。

リスクアペタイト・フレームワークでは、まず、取締役会がその金融機関のリスクアペタイトを策定・承認し、リスクアペタイト・ステートメント（RAS）の形で表明することになります。そして、経営者は承認されたリスクアペタイトの範囲内で経営を行うことが期待され、また、グループ全体のリスクアペタイトは、グループ内の各エンティティ、ビジネスラインごとに特定されます。また、モニタリングにおいても、策定したリスクアペタイトを基に行っていくことになります。さらに、監督当局による監督、または監督当局との対話においてもリスクアペタイトが用いられることになります。

また、リスクアペタイトは定量的基準のみならず、定性的なステートメントを含む点にも特徴があり、コンプライアンスリスクやレピュテーションリスク等も考慮されることになります。

以上を踏まえると、本監督指針において経営管理（ガバナンス）の重要性が説明されているのは、決して唐突なものではなく、先般の金融危機後の金融規制改革の流れを踏まえたものとなっていることが理解できます。

また、リスクアペタイト・フレームワークを踏まえると、本監督指針の個別の記載への理解についても深まるものと思われます。

INSURANCE NEWSLETTER

② 事業会社のガバナンスに関するガイドライン

近年、日本では、コーポレートガバナンス・コードの公表などをきっかけに、広く事業会社を対象としてガバナンスに関する議論が活発化しています。近年では、経済産業省から以下のガイドラインが策定・改訂され、公表されています。

- ・コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）¹⁸
- ・グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針（グループガイドライン）¹⁹

まず、CGS ガイドラインは、コーポレートガバナンスの実務に関する指針であり、コーポレートガバナンス・コードにより示された実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を、企業が実践するに当たって考えるべき内容を補完するとともに、「稼ぐ力」を強化するために有意義と考えられる具体的な行動が取りまとめられています。具体的な内容としては、取締役会の在り方、社外取締役の活用、経営陣の指名・報酬の在り方、経営陣のリーダーシップ強化の在り方などが取り上げられています。

また、グループガイドラインは、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を敷衍し、グループ経営を行う企業においてグループ全体の企業価値向上を図るための実効的なガバナンスの在り方に関するベストプラクティスを示すことで、同コードを補完するものとされています。内容としては、グループ設計の在り方、内部統制システムの在り方、子会社経営陣の指名・報酬の在り方などが取り上げられています。

これらの事業会社のガバナンスに関する日本のガイドラインと、本監督指針との関係性を考えるうえで留意すべき点は、同じガバナンスに関する指針ではあるものの、その背景や目的が異なることです。

前述のとおり、本監督指針は ComFrame を踏まえたものであり、ComFrame は先般の金融危機において、保険グループの活動もグローバルな金融市場の安定性を害する一つの原因となったこと等を踏まえたものとなっています。一方で、上記の事業会社のガバナンスに関するガイドラインは、日本企業の「稼ぐ力」が低迷しているとの問題意識に端を発しているものであり、中長期的な企業価値の向上を図ることを主な目的としています。

保険グループとしては、本監督指針のみでなく、事業会社のガバナンスに関するガイドラインも意識して経営管理（ガバナンス）の方向性の検討を要する場合があります。本監督指針を過度に意識して保守的にガバナンス態勢を構築するのではなく、両者のバランスも意識しながら検討を行っていく必要があると考えられます。

¹⁸ <https://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180928008/20180928008.html>

¹⁹ <https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190628003/20190628003.html>

INSURANCE NEWSLETTER

③ 金融機関のガバナンスに関する方針等

さらに、保険グループのグループガバナンスを検討するうえでは、金融機関のガバナンスに関する近年の金融庁の取組みを理解する必要があると考えられます。ガバナンスに関連する取組みとしては、以下の方針等の公表が挙げられます。

- ・ 検査・監督基本方針²⁰
- ・ コンプライアンス・リスク管理基本方針²¹
- ・ 金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題²²
- ・ 監督指針改正（2019年10月11日付）²³

これらの取組みは、金融行政の目的を、従来の、金融システムの安定、利用者保護、市場の公正・透明に集中したものから、そのみでなく、金融仲介機能の発揮、利用者利便、市場の活力とのバランスを重視したものに転換することであり、それに応じて、各金融機関に対しても、リスク管理等に関するベストプラクティスの追求や、変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の整備等の課題の解決に向けた取組みを促していくことが意図されていることが読み取れます。

このことからしても、本監督指針への対応に当たっては、本監督指針の記載ぶりのみにとらわれるべきではなく、上記の方針等の趣旨も踏まえたうえで、各保険グループの特性に応じた実効性のあるガバナンス態勢を整備することが求められているといえます。

文献情報

- | | | |
|---|-----|--|
| ➤ | 論文 | 「The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2021 - Japan Chapter」 |
| | 掲載誌 | The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2021 |
| | 著者 | 吉田 和央 |
| | | |
| ➤ | 論文 | 「Chambers Global Practice Guides Insurance & Reinsurance 2021 - Japan Trends and Developments」 |
| | 掲載誌 | Chambers Global Practice Guides Insurance & Reinsurance 2021 |
| | 著者 | 吉田 和央 |

²⁰ https://www.fsa.go.jp/news/30/wp/supervisory_approaches_revised.pdf

²¹ https://www.fsa.go.jp/news/30/dp/compliance_revised.pdf

²² https://www.fsa.go.jp/news/30/naibukannsa_report5.pdf

²³ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/20191218/20191218.html>

INSURANCE NEWSLETTER

- 論文 「Insurance solicitation using web conferencing systems」
- サイト International Law Office
- 著者 増島 雅和、吉田 和央、小川 友規

NEWS

- The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました
Best Lawyers®(ベスト・ロイヤー)による、The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan に当事務所の弁護士 120 名が選ばれ、うち 4 名は Lawyers of the Year に選ばれました。Insurance Law 分野においては、増島 雅和、吉田 和央が日本を代表する弁護士に選出されています。
- Chambers Asia-Pacific 2021 にて高い評価を得ました
Chambers Asia-Pacific 2021 で、当事務所は日本における 8 つの分野で上位グループにランキングされ、Insurance 分野で、増島 雅和が日本を代表する弁護士に選ばれました。当事務所のバンコクオフィス、ヤンゴンオフィス、および北京オフィスにおいても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がそれぞれの分野で高い評価を得ております。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com